

「旭川市における公契約の基本を定める条例」に関する

検討結果報告書

平成30年11月

旭川市契約審査委員会

## 目次

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| はじめに                                          | 1  |
| 第1 委員会開催日及びテーマ                                | 2  |
| 第2 公契約条例制定に係る経緯                               |    |
| 1 公契約を取り巻く現状                                  | 2  |
| 2 公契約条例の制定経過                                  | 3  |
| 3 旭川市契約審査委員会における検討                            | 3  |
| 第3 公契約の状況                                     |    |
| 1 旭川市のこれまでの取組                                 | 3  |
| 2 他都市における公契約条例の状況                             | 4  |
| 第4 公契約条例に関する意見                                |    |
| 1 基本方針「地域内での経済の循環及び活性化を図ること」について              | 4  |
| 2 基本方針「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」<br>について | 5  |
| 3 基本方針「品質及び適正な履行を確保すること」について                  | 9  |
| 4 基本方針「公平性、公正性及び透明性の向上を図ること」について              | 9  |
| 5 まとめ                                         | 10 |
| 第5 資料                                         |    |
| 1 旭川市における公契約の基本を定める条例                         | 11 |
| 2 旭川市における公契約の基本を定める条例推進措置要領                   | 13 |
| 3 旭川市契約審査委員会条例                                | 17 |
| 4 旭川市契約審査委員会運営要綱                              | 19 |

はじめに

旭川市では、公契約に関する内部規律として平成20年8月に「旭川市の公契約に関する方針」を定め、これまでに一般競争入札の積極的な活用や随意契約の要件の厳正化など、入札制度の公平性、公正性、透明性の向上を図るための取組が進められてきた。

今回、「旭川市における公契約の基本を定める条例」が平成28年12月に施行された背景としては、公契約に求められる社会的要請が、地域経済の活性化をはじめ雇用環境の適正化や技能労働者の確保など多様化する中、公契約が果たすべき役割を広く明らかにして市が行う公契約施策に根拠を持たせるとともに、受注する事業者にも公契約従事者に対する労働環境の向上を「責務」として課すことで取組を求めることが主眼にあったものとする。

旭川市契約審査委員会では、こうした条例制定の背景や旭川市におけるこれまでの公契約施策の取組状況を踏まえながら、条例の実効性と適正な公契約制度のあり方について幅広い視点で検討を重ねてきた。

この報告は平成29年5月以降6回に渡って重ねてきた議論を取りまとめたものである。

平成30年11月

旭川市契約審査委員会

委員長 浅田政広

委員 小関健三

委員 竹本康志

委員 西康子

## 第1 委員会開催日及びテーマ

- (1) 第1回 平成29年5月25日
  - ・公契約条例の制定経過について
  - ・公契約条例の運用状況の検証について
  - ・これまでの旭川市の公契約への取組状況について
- (2) 第2回 平成29年11月16日
  - ・公契約条例及び施策の課題について
  - ・他都市の状況について
- (3) 第3回 平成30年5月21日
  - ・基本方針ごとの課題検証（1回目）
    - 「地域内での経済の循環及び活性化を図ること」
    - 「公平性、公正性及び透明性の向上を図ること」
- (4) 第4回 平成30年7月30日
  - ・基本方針ごとの課題検証（第2回）
    - 「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」
    - 「品質及び適正な履行を確保すること」
    - 「公契約に従事する労働者の賃金の下限の設定」
- (5) 第5回 平成30年10月15日
  - ・全体を通じた課題検証・まとめ
    - （条例の実効性、賃金条項の法的課題、4つの基本方針についてのまとめなど）
- (6) 第6回 平成30年11月26日
  - ・報告書のとりまとめ

## 第2 公契約条例制定に係る経緯

### 1 公契約を取り巻く現状

公契約は、適正な履行はもとより、その手続きにおいて公正性や透明性を確保し、競争性を発揮させることによる経済的効果を訴求することに焦点が当てられていた。しかし、バブル経済の崩壊やリーマンショックなどを起因とする景気の低迷が長引く中、公共事業費の大幅な削減や規制緩和、構造改革が進められ、建設業においても厳しい競争環境に置かれることとなった。その結果、ダンピング受注が蔓延し、談合等の不正行為が社会問題となるなど、業界に対する批判も高まる中、事業者数も大きく減らしそれに伴う雇用も失われるなど、地域経済にも大きな影響を与えることとなった。

一方で、こうした状況の中、地域経済活性化の取組として地域資源の活用や地産地消といった地域内における経済循環が大切であるとの考え方が注目されるようになり、

自治体における公契約については、地域事業者への発注によって事業者の健全な成長を支え、そこで働く者の雇用の安定につなげるなどの好循環を生み出す役割も求められ、多様化してきた。

## 2 公契約条例の制定経過

旭川市における公契約施策の推進に当たっては、平成20年8月に市の内部規律として、旭川市の公契約に関する方針（以下「公契約の方針」という。）を定め、公平性、公正性、透明性といった観点のもと、地元優先発注、品質や適正な履行の確保など、公契約に新たに課された役割への対応を進めてきた。

しかし、近年は非正規労働者の増加による賃金格差が問題となる中で、特に建設業では賃金などの労働環境がなかなか改善されないとして、市内の労働団体から平成26年5月、27年6月に公契約条例の制定を求める陳情書が旭川市議会へ提出され、平成28年7月には他団体からも要請書が提出されるなど機運が高まり、同年12月に議員提案により、旭川市における公契約の基本を定める条例（以下「条例」という。）として可決された。条例は公契約の方針を踏襲しながらも労働環境の確保を新たに基本方針に加え、労働環境の向上や法令の遵守を事業者の責務として盛り込んだほか、附則において「施行後2年を超えない範囲で、運用状況について学識経験者などの意見を聴いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること」とされ、条例の実効性を改めて検討することが求められた。

## 3 旭川市契約審査委員会における検討

条例の運用状況の検証に当たっては、公契約に求める役割について見識を持ち、特定の事柄に偏ることなく、公正かつ中立の立場で幅広い視点からの議論・検討が求められる。旭川市契約審査委員会（以下「本委員会」という。）はこれまで主に建設工事における入札・契約手続の適正性等を審議してきたが、市長の私的諮問機関から旭川市の条例に基づく附属機関に移行したことに伴い、新たな役割として公契約に関する施策についての検討も審議事項の一つに盛り込まれたことから、今回の検証作業も本委員会において行うこととなった。

# 第3 公契約の状況

## 1 旭川市のこれまでの取組

旭川市は公契約の方針において「公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の確立」「品質と適正な履行を確保することができる入札・契約制度の確立」「地域経済の活性化など市民生活の向上に資する入札・契約制度の確立」の3つの基本目標を掲げ、契約の透明性の確保、地元優先発注による地域経済の活性化、最低制限価格、低入札価格調

査制度によるダンピング防止などの取組を進めてきた。特に最低制限価格や低入札価格調査制度については、対象や算定率などについて細かい変更を重ねるなど、その時々に応じた入札制度の改善が行われてきたところである。

そうした中で、平成28年度に条例が制定されたわけであるが、条例は基本的に公契約の方針の3つの基本目標を「基本方針」として踏襲して施策に継続性を持たせる一方で、それまで品質・適正な履行の確保に係る施策としてきた「労働環境の確保」を新たに基本方針とすることで、公契約従事者が安心して働ける労働環境の実現を市と事業者の責務として取組を一層促すものとした。

また、市ではこれまでの取組を条例の基本方針に基づき体系的に整理するため、平成29年4月に旭川市における公契約の基本を定める条例推進措置要領を策定して市役所内部での推進体制を整えた。

## 2 他都市における公契約条例の状況

公契約に関する条例は千葉県野田市が平成21年9月に制定したのがはじまりで、旭川市のほか平成30年11月時点で39市における制定を確認しているところであるが、その特徴から、大きく市が公契約従事者の賃金の下限額を最低賃金法の最低賃金とは別に定める、いわゆる賃金条項を持つ都市と持たない都市に区分できる。野田市をはじめとした賃金条項を持つ都市は、公契約に従事する従業者に事業者が支払うべき賃金の下限額を定め、それを上回る賃金の支払いと確認書類の提出を事業者に義務付けるところが特徴で、仮に下限額を下回った場合にはペナルティ（契約解除、指名停止など）を課す都市もある。一方、賃金条項を持たない都市は、公契約に関する理念や方針を定めて市や事業者を取組を求める、いわゆる理念条例であり、旭川市の条例もこの一つとなる。

各都市が掲げる理念としては、主に賃金条項の有無にかかわらず地域経済の発展や公正・透明な競争、適正な履行と品質、労働環境の確保などを定めるもので、近年はこのほかに労働環境確保の面で事業者に労働関係法令の遵守や社会保険への加入などを義務付けし、実際に取り組んだ状況について書面での報告を求める都市も増えている。

## 第4 公契約条例に関する意見

### 1 基本方針「地域内での経済の循環及び活性化を図ること」について

#### (1) 旭川市の取組と課題

この基本方針では、市が地域の事業者へ積極的に発注することによって事業者の成長を支援し、雇用の安定や消費の増大など地域での経済循環に資する役割を果たすことを公契約に求めているが、旭川市では地元優先発注方針を明確にし、指名競争入札での優先指名や一般競争入札における可能な限りでの地域要件の設定などを行

い地元事業者への受注機会の確保に努めているほか、建設工事の元請負事業者に対し、下請負事業者の選定や資材の調達に当たり地元事業者活用の要請を行うなどの取組を進めており、今後もその推進が求められる。

一方で、地元優先を強く押し進めることについては、ともすれば市外事業者の安価で優れた技術やサービスを取り入れにくい、競争性が低くなるといったことや、旭川市内への事業進出意欲を減退させることも懸念されることから、運用に当たっては公平性・公正性とのバランスの確保にも留意していく必要があるものとする。

## (2) 委員の主な意見

- ・公平性・公正性を平等であることと考えると、地域内への優先発注することは相反するので整理した方がよい。
- ・地域事業者へ優先発注すれば競争性が働かないのではないかと。
- ・条例は労働環境の改善、賃金が低くならないというところに主眼があるので、各項目もそれと関連させながら効果を判断していくべきと思う。
- ・地元の事業者が受注しても使われるものが域外のものであったなら、お金が流れ出てしまう。地元事業者が受注しても域外に流れ出てしまわないよう、調節できる条例であるべき。

## 2 基本方針「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」について

### (1) 旭川市の取組と課題

旭川市ではダンピング対策として競争入札に最低制限価格制度、低価格入札調査制度（工事のみ）を導入して事業者に適正な利潤の確保を求め、雇用される者の賃金や履行品質に支障を及ぼさないよう努めているほか、事業者が適正価格で積算できるよう公共工事設計労務単価を公表するなどの対策を進めている。また、契約時には適正な下請負契約の締結や雇用・労働条件の改善、社会保険等への加入などについて文書を手交して要請しているほか、建設工事下請状況等調査によって元請負人と下請負人間の契約内容が適正か、支払った賃金が公共工事設計労務単価の90%を下回っていないかなどを面談で調査し、改善が必要な事業者に対しては改善要請、再調査などを継続的に行っているが、近年は改善要請した事業者から賃金を増額した旨の報告例もあるとのことで、一定程度の施策の効果も認められるところである。

しかし、依然として賃金の改善を要請した事業者も存在することに加え、特に建設業では工事に関わる下請負も多いが、こうした事業者を含めた賃金実態はまだ十分に把握されていない。条例の実効性を確認する上でも、まずはこうした賃金や労働環境の実態の把握を進めていく必要があるものとする。

また、建設業については他業種と比べて人手不足が顕著で労働環境の確保が急務とされることから、旭川市では従業者の処遇是正の一環として、平成29年度から建

設工事等競争入札参加資格者名簿への登録に社会保険制度への加入を要件としている。社会保険制度は法的にも事業者として加入の義務があり、仮に未加入であった場合加入による労働環境の改善効果は高いと思われるが、一方で経営状況を踏まえると社会保険加入が難しいといった事業者もある。そうした事業者にとっては公契約の参加機会を失ってしまうといった懸念や、社会保険制度の推進と登録の要件はその目的が異なるものであり、慎重な対応が必要とする意見もあった。

## (2) 公契約従事者の賃金下限額の制定

一方で、公契約従事者に支払われる賃金の引上げに関しては、条例にいわゆる賃金条項を設けて実効性を持たせるべきとの声もあり、本委員会ではこうした義務付けが旭川市にとって必要となるものか、制定した場合の効果や課題について次のとおり整理した。

議論では、条例が制定される本来の目的は公契約従事者の賃金の保護であることから、条例が制定されたからには賃金条項を定めるべきとする意見がある一方、条例で一律に義務を課すというのは行き過ぎた介入で違和感があり、実態をチェックする仕組みを作って改善を促す、あるいは今後役に立てるといふ方が自治体として相応しい手法ではないかという意見もあった。

こうした相対する意見について、本委員会としての統一的な結論を見いだせない状況となった。しかし、その中であって条例の実効性の確認、あるいは適正な発注という面からも、まずは公契約従事者の賃金等について調査する仕組みを整備し、実態の把握を進めるべきという点については意見の一致を見いだせたところであり、行政の今後の取組に期待する。

### ア 賃金下限額の規定で期待される効果

#### ① 公契約従事者の賃金の上乗せ（直接的効果）

下限額に満たない賃金で公契約従事者の賃金の上乗せを図ることができ、一般に賃金が低い傾向にある非正規雇用者への効果は大きいと考える。

また、公契約従事者も生活の向上などの安心感を得ることができるほか、事業者においても人材が確保しやすくなる、従業員のモチベーションが上がる、労働生産性が上がるなどの期待が持てるものと考えている。

#### ② 自治体が適正と考える賃金の認知（間接的効果）

地域において適正と考える賃金を自治体が示し、公務や公契約において実際に支払うことで一般の事業者や労働者に広く認知されれば、労働契約を締結する際にも指標となるなどして、地域の賃金水準に影響を与えられる可能性がある。

#### ③ 公金の使途の透明性（その他の効果）

自治体が賃金の下限額を定め、その支払い状況を事業者に直接確認することで、税金を原資とする資金から適正な賃金が公契約従事者に支払われたのか、透明性を高めることができる。また、事業者も自治体が定めた賃金を支払っていることに

よって社会的評価も上がり、事業者価値を高められるものとする。

#### イ 賃金下限額の規定に当たっての課題

##### ① 適用できる契約が限られる

賃金の下限額を適用できる業務としては、工事や清掃、警備業務については国が毎年職種別の労務単価を示していることから、各自治体ではこれに一定割合を乗じて得た金額や各自治体における臨時職員等の賃金を基準として定めている状況にあるが、契約のすべてを対象とすることは限られた人員の中で難しいということから、効果が高い一定金額以上の契約に絞って適用している状況にある。そうすると、チェックを受ける事業者は公契約受注者のごく一部ということになり、さらにいえば非正規労働者を多く雇用する製造業や小売業、サービス業などの事業者は公契約と直接関わるのが少ないことも踏まえれば、公契約が地域の賃金水準にどの位の影響を及ぼせるものかということでは課題が残る。

##### ② 賃金増額の一過性

自治体の発注量には限りがあることや、入札制度の下では同一事業者が継続的に公契約を受注できるわけではない。条例が公契約上の雇用契約にしか効力が及ばないことを踏まえれば、生活の安定につながる賃金の増額には結びつきにくい状況があると思われる。また、同一事業者内でも公契約に従事した職員と従事していない職員間で賃金に差が生じることも想定され、同一労働同一賃金の観点からも課題があるものとする。

##### ③ 受注者の負担の増加

受注者は、受注価格が上がらなければ賃金に下限があると材料費や事務費などを抑制しなければならず、履行品質に影響する可能性があることや、支払った賃金の報告などの事務負担が増えるため、公契約への参加を敬遠する、あるいは自治体が求める賃金を支払えないため参加を断念するといったことも懸念される。

特に建設工事では、自治体への報告のために元請負が下請負の賃金支払状況等も管理する必要があるが、工事によっては下請負が相当な数に上るため、管理に要する人件費や事務費の増加分を自治体が負担するよう求められる可能性がある。

##### ④ 雇用契約及び関係法令等との整合性

憲法や労働関係法令、とりわけ最低賃金法による地域別最低賃金を上回る賃金下限額を条例が定めることとの整合性については明確に整理されたものがなく、自治体がそれぞれ判断をしているところである。本委員会においても法令の趣旨に則り労働者保護を手厚くするものであり支障はないとする意見がある一方で、事業者と労働者の私契約に行政が踏み込むものであり、条例によって一方的に法令よりも高い義務を課すことや、違反した者にはペナルティを科すことにもなれば過度な介入になり、事業者側の視点に欠けるとの意見もあった。

#### (3) 委員の主な意見

ア 労働環境について自治体の積極的な関与が必要とするもの

- ・下請状況等調査によると社会保険に未加入の業者もいるが、こうしたことへの自治体の関与は必要。そうすることで社会は良くなっていく。
- ・資材費にいくら掛けたかとは違い、賃金は特別に扱う必要がある。
- ・最低賃金の変化に基づき契約金額を変えていくということがあっても良い。
- ・労働基準法等は労働者の保護のために最低限度を定めている法律であり、労働者の保護をより厚くすることは法律の趣旨に反しないというのが通説であったと思う。
- ・条例の目的は公契約従事者の保護、賃金の保護にあるので、実効性ということでは賃金の下限額を定める条項を設けるべきだと言わざるを得ない。
- ・下限額は審議会などで決める必要がある。
- ・賃金条項を設けなくても実効性があるということであれば今の理念型条例でも良いが、そうでないなら定めるべき。実効性の確認が必要。

イ 労働環境について自治体の関与には慎重な姿勢であるもの

- ・社会保険等に加入したくてもできない事業者がいる中で、一方的に公契約の相手として相応しくないとするのは、社会保険制度を推進することとは異なるのではないか。こうした事業者は公契約にも参加できないのか。
- ・長時間労働をどうするかということが公契約になじむのか。労働施策として進めるべきではないか。
- ・競争入札参加資格の登録に社会保険等の加入を要件としたことで、競争入札参加資格者としての登録を見合わせた事業者がいたのではないか。
- ・担い手の育成支援ということなら、労働施策として直接的な効果があるものにした方が良いのではないか。
- ・賃金については市町村の権限外であり、条例で義務を課すことには抵抗がある。
- ・条例で義務ということは大変強い表現であり、実態をチェックできる仕組みを作って改善をしていく、今後役に立てるということの方が自治体的。
- ・入札に参加するだけのことに条例によって義務まで命じるのはいささか強力に過ぎる。制限を受ける事業者側の視点も考慮すべき。
- ・ワーキングプアが言われてから10年が経ち、今は経営者プアも大勢いる状況である。時代背景が変わってきていることも認識すべき。

ウ 共通性のある意見

- ・条例の実効性を見るためにも、制定前と制定後の賃金を比較する必要がある。面談が難しいのならアンケート調査などにより把握しなければ実効性が見えない。
- ・実際に支払った賃金と設計労務単価との乖離についても具体的な金額を把握しておくべき。
- ・賃金条項を定めても最低賃金に準拠するなら意味がないので、賃金の下限額を定めるべきかは現状では分からない。

- ・まず市が求める賃金が支払われたかどうかを調べる仕組みを作るべき。
- ・賃金の支払い実態は発注金額の適正化にも資するので調査すべき。

### 3 基本方針「品質及び適正な履行を確保すること」について

#### (1) 旭川市の取組と課題

旭川市は建設工事においては総合評価方式、委託契約ではプロポーザル方式を導入することによって、成果に独創性や技術力、品質などといった価格競争では求めることが難しい多様な要素を総合的に評価することにより相手方を選定し、品質の向上を図ってきた。一方、こうした制度は恣意的な選定につながる余地を残すところであるが、市では自らを牽制するため審査に当たり外部の専門家を加えるなどして公正性の確保を図っている。また、施行成績を評定し、工事品質を点数化してインターネット等で公表を行い、成績優良者については表彰を行うなど、事業者の品質向上に対する意識を促すための取組が進められており、今後も継続した取組が期待される。

#### (2) 委員の主な意見

- ・基本方針「公契約従事者の適正な労働環境の確保」の推進事項となっている「適正価格での発注の促進」は、むしろ基本方針「品質及び適正な履行を確保すること」に位置付けられることなのではないか。

### 4 基本方針「公平性、公正性及び透明性の向上を図ること」について

#### (1) 旭川市の取組と課題

旭川市では一般競争入札をすべての業務で積極的に進めて実施基準を明確化したほか、指名競争入札における業者選考基準の明確化や随意契約ガイドラインの策定により随意契約とできる契約の要件を整理し起案書に明記させるなどして、公正性及び透明性の向上に向けて改善を実施している。また、違反行為等を行った事業者の指名停止基準を明確化し、談合等の不正行為をはじめ、業務不履行や業務上の事故を起こした事業者なども指名停止の対象とするなどして、安全かつ円滑な業務の履行について事業者を意識を求めている。

一方、公平性、公正性の確保に当たっては、公契約の相手方として適切な事業者なのかを常に意識する必要がある、仮に落札後から契約締結までの間に契約の相手方となる事業者の問題が発覚した場合には、契約の相手方としないものとするべきと考える。

#### (2) 委員の主な意見

- ・公平性・公正性を平等であることと考えると、地域内への優先発注することは相反するので整理した方が良い。(再掲)
- ・仮契約業者が指名停止になるなど、契約を維持すべきでない相手であれば契約を解除すべき。

- ・仮契約を解除することが自治体側の判断でできるような契約条項としておくとういと思う。

## 5 まとめ

これまで旭川市の公契約については行政側の課題として対応がなされてきた。しかし、今回条例が制定されたことは、公契約に対する市民の関心の高まりが表れたものであり、市は条例の趣旨を尊重し、事業者や公契約従事者といった関係者、地域全体での取組として課題解決を進めていかなければならない。行政の目的は市民の福祉の増進にあり、事業者が元気になることで地域経済が循環し、そこで働く者が輝くことができる地域社会を構築するために、その一翼を公契約がどのように担っていくのか、行政はしっかりと研究し、取り組んでほしい。

今回附則に示された条例の運用状況の検証に当たって、本委員会では旭川市の公契約施策全般について議論をしてきた。この中で、基本方針の「地域内での経済の循環及び活性化を図ること」、「品質及び適正な履行を確保すること」、「公平性、公正性及び透明性の向上を図ること」の推進に当たっては、一定程度評価できるものとして今後もその推進が期待される場所である。一方で、新たに定めた「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」については、実効性の観点から事業者の取組に強制力を持たせるべきか、行政がどこまで関わるべきかについて、特に賃金条項の必要性を中心とした議論となったが、結果としては残念ながら意見の一致を見なかったところである。しかし、いずれにしても条例の実効性を確認するために実態の把握は必要であり、行政は調査の仕組み作りを急ぐ必要があると考える。

労働環境の整備は一義的には雇用主である事業者が主体的に取り組むべきことではあるが、他都市で公契約条例が制定されてる実態を見れば、行政が後押しすることも時代的に要請されていると考える。しかしながら、過度な条件設定により事業者の入札参加を敬遠させることになれば、むしろ業績悪化により雇用の受け皿となる事業者に悪影響を与えてしまうおそれがあるなどのジレンマもあり、地域を構成する者が各々の使命として理解し、バランスを保つことで発展していくべきものとする。行政には様々な意見に耳を傾け、実効性の高い施策を展開していくことを期待する。

## 旭川市における公契約の基本を定める条例

旭川市は、これまで、契約制度の公正性、透明性及び競争性を確保するため、様々な取組を進めてきた。

しかし、近年、地域経済の活性化をはじめ、雇用環境の適正化や技能労働者の確保など、公契約に対する社会的な要請は多様化している。

ここに、市と事業者は共に協力しながらこれらの要請に対応するとともに、契約制度の適正化を一層推進し、もって市民の福祉の増進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関する基本方針を定めるとともに、本市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正な履行及び労働環境の確保を図り、もって市民が豊かで安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事若しくは製造その他についての請負又は物件の買入れその他の契約及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 事業者等 公契約を受注し、又は受注しようとする者（以下「事業者」という。）及び市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負い、又は請け負おうとする者（以下「下請負者」という。）をいう。

(基本方針)

第3条 公契約に関する施策は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- (1) 地域内での経済の循環及び活性化を図ること。
- (2) 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること。
- (3) 品質及び適正な履行を確保すること。
- (4) 公平性、公正性及び透明性の向上を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、公契約に関わる者としての社会的責任を自覚し、関係法令等を遵守しなければならない。

2 事業者等は、公契約に係る業務に従事する者の労働環境の向上に努めなければならない。

3 事業者等は、第3条に規定する基本方針の実現に向けて、市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(地域の事業者等の活用)

第6条 市は、地域の事業者の受注機会の確保に努めるものとする。

2 事業者等は、下請負者の選定又は資材等の調達に当たっては、地域で事業を営む者を活用するよう努めるものとする。

(品質及び履行の確保)

第7条 市は、適正価格での発注、監督及び検査体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者等は、適正な履行体制を確保するものとする。

(公契約の適正化)

第8条 市は、談合等の不正行為の発生を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者間の公正な競争が確保されるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後、2年を超えない範囲内において、この条例の運用状況について学識経験者その他市長が適当と認める者の意見を聴いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 旭川市における公契約の基本を定める条例推進措置要領

### 第1 目的

市は、市民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っており、良好な地域社会を形成するためには、事業者及び市民と共に協力することが不可欠である。

そこで、契約を通して様々な社会的要請に対する市民の理解と事業者の取組を促進するため、市が行う契約が公平、公正で透明性の高い入札及び契約手続の下、受注者である事業者の自主的な取組を支援する環境を構築することが必要である。

このことから、公契約としての役割と機能を発揮させ、公契約の適正な履行及び労働環境の確保を図り、もって市民が豊かで安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、旭川市における公契約の基本を定める条例（平成28年旭川市条例第82号）に掲げる基本方針を推進することを目的に、発注者として取り組む措置を次のとおり定めるものとする。

### 第2 基本方針の推進事項

#### 1 地域内での経済の循環及び活性化を図ること

公契約は、入札・契約制度本来の要請である公正性、透明性及び競争性の確保はもとより、地域経済の健全な発展や労働者の雇用の安定などに寄与するといった役割や機能が求められている。

このことから、地域を取り巻く厳しい経済情勢を踏まえ、公契約を通して可能な限り地域に還元できる発注を推進することにより、地域内の経済循環を促し、地域経済の発展に寄与するよう努めるものとする。

また、市及び事業者等が共に協力して市民生活の向上を目指し、様々な社会的要請を政策的に反映することができる入札・契約制度の確立に努めるものとする。

#### (1) 地域経済の活性化に資する発注の推進

地域の事業者の入札等への参入及び受注機会の拡大を図るため、競争性に配慮しつつ、地元優先の発注方針を保持するとともに、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注又は仕様の工夫など、地域の事業者の受注能力に見合った発注に努めるものとする。

## (2) 地域企業等の活用

公契約による経済活動は、地域資源の積極的な活用によって、地域内における経済循環につながることから、下請業者の選定や資材の調達などについても、可能な限り、地域で事業を営む者の活用を図るよう仕様を工夫するとともに事業者に対してもその活用を求めるものとする。

## (3) 社会的貢献度の高い企業等への発注の推進

企業は、雇用の受け皿として社会的に重要な役割を担っており、特に、障がい者雇用、環境対策、子育て支援及び男女共同参画の推進など、社会的に広く求められる政策に積極的に取り組んでいる企業の経営努力及び社会貢献への姿勢を評価する必要がある。そのため、それら評価結果を入札・契約に適切に反映し、企業の社会貢献活動を促進するものとする。

## 2 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること

適正な労働環境の確保は、そこで働く者の労働意欲や生活環境の向上のみならず、事業者等にとっても優秀な人材の確保など、市民サービスの向上につながるという観点からも重要なものとなっている。

しかし一方で、厳しい経営環境の中では、そのしわ寄せが賃金等に及びやすいことなど、労働環境は脆弱な状態に置かれやすいため、発注者としても事業者等における関係法令の遵守や従事する者の適正な労働環境の確保の促進に努めるものとする。

### (1) 適正価格での発注の促進

発注に当たっては、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、適正に設計・積算をするとともに、過度の価格競争により履行品質の低下等が懸念される場合は、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用を検討するなど、適正価格による発注に努めるものとする。

### (2) 公正な労働条件の促進

契約履行に際しては、事業者等に対して関係法令の遵守及びこれに従事する者の適正な労働条件の確保を求めるものとし、必要に応じ、事業者等における雇用関係あるいは工事の施工体制における元請と下請関係等の把握及び事業者への適切な指導を行うよう努めるものとする。

また、建物清掃等の継続的かつ恒常的な業務については、長期継続契約等の導入

を進め、事業者等において長期的な雇用や労働条件のより一層の向上が図られるよう受注環境を整えるものとする。

### 3 品質及び適正な履行を確保すること

品質や適正な履行の確保は、行政目的の達成はもとより公契約自体の成果として重要なものであり、発注者として、その履行に係る監督及び検査体制の充実に努め、事業者等に対しても品質の向上と適正な履行体制への意識を高める取組を進めるものとする。

#### (1) 価格以外の評価による発注方法の推進

品質や適正な履行の確保を重視する発注方法として、履行成績や技術提案あるいは従業員の履行体制など、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも総合的に考慮し、必要に応じ、きめ細やかな評価が可能となる、総合評価方式やプロポーザル方式等の採用を検討する。

#### (2) 履行成績を評価する仕組みの推進

品質や適正な履行を確保し、目的とする事業成果が確実に得られるよう、履行の各段階において監督の充実に努め、検査においては履行成績の評定基準を整備することにより、客観的かつ公正な評定手続の確立に努めるものとする。

また、これらの評定手続を将来における入札・契約に適切に反映する仕組みを整備し、事業者等の履行能力と品質向上への努力を適正に評価する環境整備に努めるものとする。

### 4 公平性、公正性及び透明性の向上を図ること

公契約において公平性、公正性及び透明性の確保は、本来的に求められている入札・契約制度の基本であり、より一層促進するための取組を継続的に進めていくこととする。

#### (1) 公正な競争の促進

入札及び契約に関する公平性や透明性の向上を図り、競争性を確保するため、一般競争入札の導入を推進するとともに、指名競争入札の場合においては指名基準を明確にし、指名に係る手続の透明性の確保に努めるものとする。また、随意契約

においてもその適用を厳格に判断するものとする。

(2) 入札及び契約の透明性の確保

契約事務について、その根拠や考え方を明確に説明できるよう判断基準等を整備するとともに、入札結果等を公表するなど、広く市民への情報提供を推進し、入札・契約制度の透明性を高めるものとする。

また、本市の入札及び契約手続における公正性の確保、客観性及び透明性の向上並びに公契約に係る施策の適正化等を図るため学識経験者等の第三者機関を設置し、その意見等について入札・契約制度の運用等に反映させるものとする。

(3) 不正行為の排除

公契約は、市民の信頼のもと成り立つものであり、信頼される市政を確立するためにも、談合等の不正行為を根絶しなければならない。

このため、談合情報等に対する統一的な運用基準を整理するなど、不正行為の発生しにくい環境の充実に努めるとともに、不正行為があった場合は、指名停止措置等により、厳正に対処するものとする。

### 第3 入札・契約制度の検証

入札・契約制度及びその取組に対する社会的要請は、これまでも時代とともに多くの変遷を経ており、今後においても、そのあり方を常に検証し、総合的な視点を持ち適正な制度の構築に努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 旭川市の公契約に関する方針（平成20年8月21日決定）は、廃止する。

## 旭川市契約審査委員会条例

### (設置)

第1条 市長、水道事業管理者又は病院事業管理者の諮問に応じ、公共工事等に係る入札及び契約について、その適正化の促進に関する事項について調査審議するため、旭川市契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

### (委員)

第3条 委員は、委員会の担任する事項に関し公正中立な立場で調査審議を行うことができる者であつて、学識経験を有するものその他市長が適当と認めるもののうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に係る調査審議に参加することができない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 旭川市契約審査委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市契約審査委員会条例（平成29年旭川市条例第55号）第7条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨に基づき、旭川市契約審査委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建設工事並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（以下「建設工事等」という。）の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 建設工事等の契約の中から委員会が抽出したのに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由及び随意契約とした理由並びに入札・契約手続等についての審議を行うこと。
- (3) 建設工事等に係る入札・契約手続及び指名停止等の措置に係る再苦情について審議を行うこと。
- (4) 談合情報対応についての報告を受け、必要と認めた場合は審議を行うこと。
- (5) 公契約に係る施策に関する重要事項その他入札及び契約手続等の適正化を図るため市長、水道事業管理者又は病院事業管理者が必要と認める事項について審議を行うこと。

### (委員の公表)

第3条 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

### (会議)

第4条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、上半期（4月1日～9月30日）及び下半期（10月1日～3月31日）に各1回開催し、開催日の前の半期の事項について審議する。

- 2 第2条第3号から第5号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、議事の概要は、これを公表する。

### (定例会議)

第5条 第2条第1号に規定する委員会へ報告する資料は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事（様式1）並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（様式2）に係る入札方式別発注一覧表（以下「発注一覧表」という。）（予定価格が建設工事については130万円、委託業務については50万円を超えないものを除く。）
- (2) 指名停止情報一覧表（様式3）
- (3) 旭川市公共工事及び水道局の入札及び契約過程に係る苦情処理要領に基づき書面により行った苦情処理一覧表（様式4）

(4) 低入札価格調査実施要領に基づく調査対象一覧表（様式5）

(5) その他必要と認める入札及び契約手続に関する資料

- 2 前項に規定する資料は，市，水道局及び市立病院別に整理し，前項第1号の発注一覧表は，入札及び契約の方式別に整理し，工事（業務）名，履行場所，業種，工事担当課，予定価格，契約金額，工期及び契約の相手方等を記載する。

（事案の抽出）

第6条 第2条第2号に規定する委員会において審議する事案の抽出は，前条第1項第1号の中から，市，水道局ごとに入札及び契約の方式別に1件以上，それぞれ合計で10件以内とし委員会が定例会議の2週間前までに行う。

- 2 委員会は，前項の抽出に関する事務を，あらかじめ委員に委任することができるものとし，委員に委任するときは，定例会議において指名するものとする。
- 3 抽出事案の説明は，抽出事案説明書（様式6（その1～3））により行う。

（意見の具申又は勧告）

第7条 委員会は，第2条各号の事務に関し，報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び入札・契約手続等に不適切な点若しくは改善すべき点があると認めるときは，必要な範囲で，意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

- 2 委員会は，前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合には，公表する。

（再苦情の審議）

第8条 委員会は，第2条第3号の事務に関し，市長，水道事業管理者又は病院事業管理者から審議の依頼があったときは，会議を開催し，審議を行う。

- 2 委員会は，前項の審議を終えたときは，意見書を作成し報告するとともに，これを公表する。
- 3 前項の報告は，再苦情の申立てがあった日の翌日から起算して50日以内に行わなければならない。

（会議の特例）

第9条 緊急やむを得ない事情等により委員会が開催できない場合，委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成29年4月14日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱及び要領は廃止する。
- (1) 旭川市契約審査委員会設置要綱
- (2) 旭川市契約審査委員会運営要領